

福岡県公報

平成十九年一月十九日
第二千六百三十一号
増刊 ①

目次

告 示 (第四百十九号)

○水質汚濁防止法第十四条の七第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定の一部改正

(環境保全課) …………… 一

告 示

福岡県告示第四百十九号

水質汚濁防止法第十四条の七第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定(平成十三年四月福岡県告示第七百六十五号)の一部を次のように改正し、平成十九年一月二十九日から施行する。

平成十九年一月十九日

福岡県知事 麻 生 渡

二 生活排水対策重点地域の範囲中「高田町全域」を「みやま市の区域のうち平成十九年一月二十八日における三池郡高田町の区域」に改める。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)